

習志野市市民協働基本方針

令和2年4月改訂

習 志 野 市

目 次

1. 基本方針策定・改訂の趣旨	1
(1) 基本方針策定の目的	
(2) 基本方針改訂の背景	
(3) 基本方針の位置付け	
(4) 見直し	
2. 用語の定義	4
3. 市民協働の基本原則	6
4. 市民協働の形態等	7
(1) 市民協働の形態	
(2) 市民協働の領域	
(3) 市民協働の分野	
5. 市民協働と市民参加、市民参画の関係	10
6. 市民協働の各主体の役割	13
7. 推進体制及び環境の整備	14
8. 市民協働事業の評価	17

1. 基本方針策定・改訂の趣旨

(1) 基本方針策定の目的

背景

国と地方自治体との行政システムの枠組みが大きく変わり、行政を取り巻く環境が厳しさを増す中で、行政には、従来の右肩上がりの価値観でなく、自治体経営の視点から市民ニーズを的確に捉え、効率的・効果的な公共サービスを実現していくことが求められています。

しかし、近年の少子・高齢化、子育て、環境、教育、防犯・防災など地域の社会的課題は複雑・多様化しており、行政のみで十分な対応をすることが困難なケースも生じています。

このような中で、NPO、ボランティア活動団体、企業、学校、町会・自治会など多様な主体が公共サービスの担い手となり、地域の課題解決に向けて行政と協力・協調する「協働」の必要性・重要性がクローズアップされています。

これは、地域で活動する市民の皆さんが、主体的に課題解決に向けて市民サービスの担い手となることで、質の高いきめ細かなサービスの提供が可能となるからです。

一方、行政には、この現状を踏まえたうえで、市民と行政との適切な役割分担など協働の仕組みを構築し、積極的に協働の取り組みを検討し実施していくことが求められています。

習志野市の取り組み

本市では、習志野市基本構想に「市民と行政との協働型社会の実現」を掲げ、協働によるまちづくりを進めてまいりましたが、今後は、市と協働しようとする市民、市民活動団体、企業・学校等にとっても、協働を進めようとする市職員にも、あらかじめ協働の意味や形態等を確認し協働の理解を深めることで、双方が共通認識を持ち協働を推進することが必要となります。

そこで、本市では、市民、市民活動団体、企業・学校等と市が協力・協調することを「市民協働」と位置づけ、市民協働のまちづくりを推進するための基本的な考え方と方向性を示すこの基本方針を策定しました。

なお、この基本方針は、学識経験者、市民活動団体、公募市民など10名の委員からなる習志野市市民協働基本方針策定委員会において検討し、パブリックコメント手続を経て、まとめられた委員会案をもとに策定したものです。

(2) 基本方針改訂の背景

本市では、平成21年4月に習志野市市民協働基本方針を策定し、市民・市民活動団体、企業・学校等が協力・協調することを「市民協働」と位置付け、市民協働のまちづくりを推進してきました。

更には、平成25年度に策定した習志野市基本構想において「協働型社会の構築」を重点プロジェクトの一つに掲げ、市民一人ひとりが地域社会の一員として地域の課題に関心を持ち、多様な主体による市民活動が活性化され、それぞれの主体が責任と役割を分担する協働型社会の構築を目指すべく取り組んできました。

しかしながら、地域には、高齢化、子育て、防犯等、さまざまな課題があるとともに、協働を取り巻く社会的状況も目まぐるしく変化している中では、これまで以上に柔軟できめ細やかな公共サービスの実現が求められています。

また、市民協働による活動を促進し、地域課題の解決へつなげていくこともますます重要になると考えます。

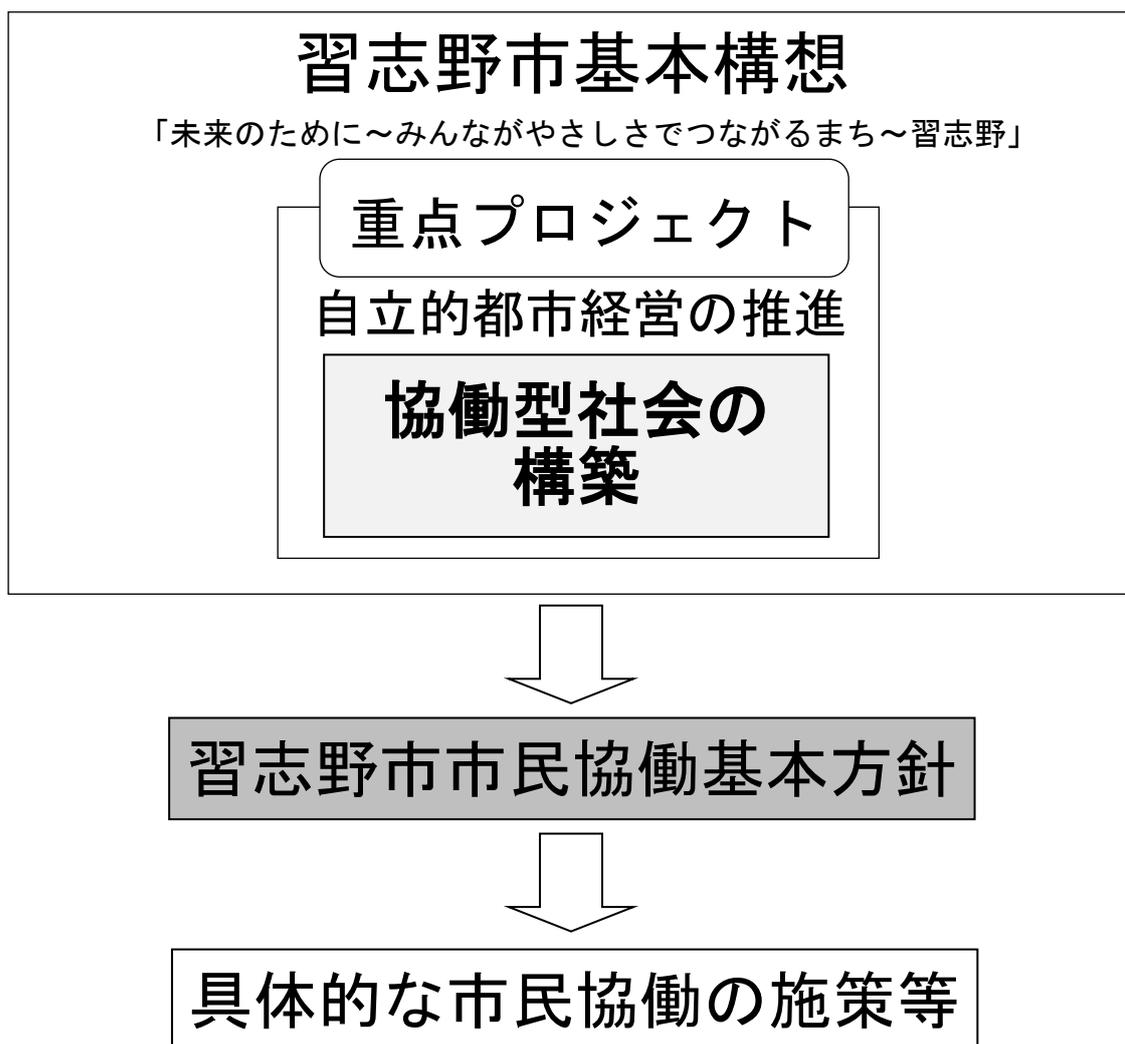
このようなことから、本基本方針策定から10年が経過した今、再度内容を見直し、精査することとしました。

その結果、「市民協働の基本原則」や「市民協働の形態等」の基本方針の根幹部分である考え方や方向性の変更はないものの、協働しやすい環境づくりや協働に対する理解と共通認識を深めるため、文言を整理し、より分かりやすい表現に改めました。

(3) 基本方針の位置付け

本市基本構想では、「未来のために～みんながやさしさでつながるまち～習志野」を目指すべき将来都市像とし、実現するための3つの目標とともに、その目標を支える3つの重点プロジェクトを掲げており、その一つに「協働型社会の構築」があります。

この基本方針は、「協働型社会の構築」を具現化するための方針であり、市民協働の分野の施策や事業の上位に位置付けられます。



(4) 見直し

この基本方針は、今後、協働の実績を積み重ね、その効果や課題の整理、ノウハウの蓄積を検証し、社会経済情勢の変化などを踏まえ、施策などの見直し時期に合わせ見直しを行います。

2. 用語の定義

この基本方針で使用する用語の定義は、次のとおりとします。

(1) 市民・市民活動団体

市民とは、習志野市内に住んでいる者、市内に通勤・通学する者。その他市内で行われる市民活動に参加する個人をいいます。

市民活動団体とは、市民による自発的な意思によって行われ、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的に、継続的に活動する非営利^{注1}団体をいいます。

また、市民活動団体には、特定非営利活動法人（NPO法人）、法人格を持たないNPO、ボランティア活動団体、地縁型組織の町会・自治会などがあります。

特定の範囲の者で行われるサークル活動、同窓会、親睦会、趣味の会などは、市民活動団体に含まれませんが、活動内容を公益^{注2}的な活動に広げることによって市民活動団体に発展します。

(2) 企業・学校等

市内で活動を行っている営利を目的としている企業のほか、市民活動団体以外の非営利の公益法人及び学校などの各種教育機関をいいます。

(3) 市民等

市民・市民活動団体、企業・学校等をいいます。

(4) 市

習志野市のことをいいます。

注1：非営利とは

事業活動を全て無償で行うというわけではなく、また、利益を上げてはいけないという意味でもありません。「利益があっても団体の設立者や会員など関係者に分配せず、団体の活動目的を達成するための費用に充てる」ということです。

注2：公益とは

この基本方針では、「不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与する」ことを指します。

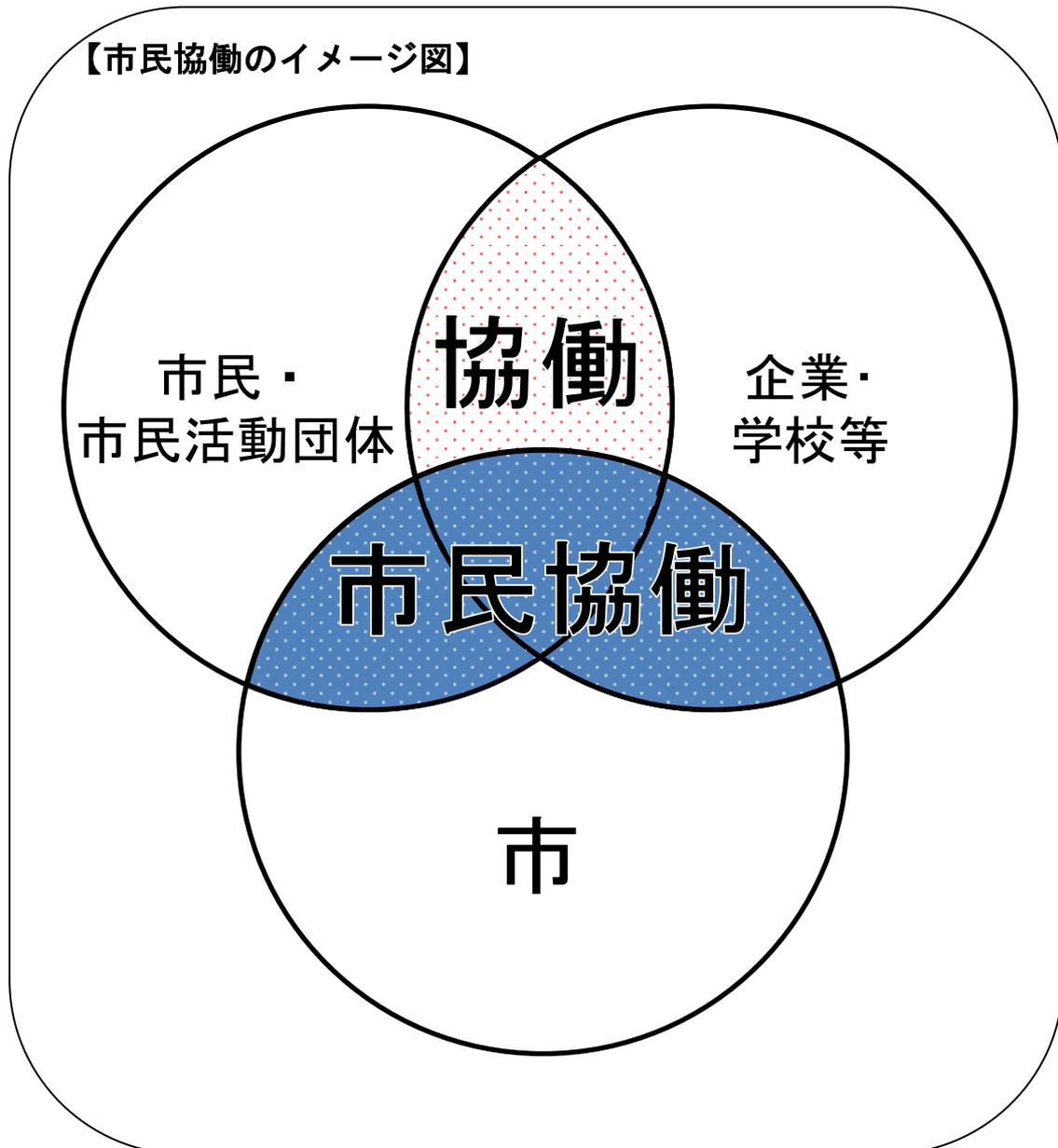
* 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第4号及び、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第1項の定義の中で、同様の表現をしています。

(5) 市民協働

「市民協働」とは、市民・市民活動団体、企業・学校等と市が、互いの特性を理解し、対等な立場で共通の目標を達成するために協力・協調することをいいます。

また、「協働」とは、市民・市民活動団体、企業・学校等が互いに協力・協調することをいいます。

市民協働と協働を図示すると、次のとおりです。



3. 市民協働の基本原則

市民協働によるまちづくりを推進するための基本原則を次のとおり定めます。

(1) 自主性・自立性

市民等と市は、それぞれの自主性と自立性を確保し、自らの責任のもと互いの力を十分に発揮することで、市民協働のまちづくりを進めます。

(2) 相互理解

お互いの長所・短所、立場など特性を理解し、尊重し合うことで、よりよい市民協働の関係を構築します。

また、お互いの足りないところは助け合い、補完し合いながら双方の役割を果たします。

(3) 目的の共有

それぞれの主体が地域の課題を認識し、「何のためにやるのか」という目的を共有することで市民協働のまちづくりを推進します。

また、「いつまでにどのような成果をあげるのか」という、達成しようとする目標を共有することも重要です。

(4) 対等な関係

市民等と市の一方が主体で他方が従属するような関係ではなく、相互依存関係に陥らない対等な関係に留意します。

また、対等な関係の中にも、適切な役割分担と責任の所在を明確化し、互いに緊張感を持って事業を展開します。

(5) 情報の公開・共有

市民協働事業の実施団体および事業内容を広く社会に公開し、透明性を確保します。

また、市民協働に関する情報を収集し、適切に情報提供することで市民等と市が情報を共有し、市民協働に取り組みます。

4. 市民協働の形態等

(1) 市民協働の形態

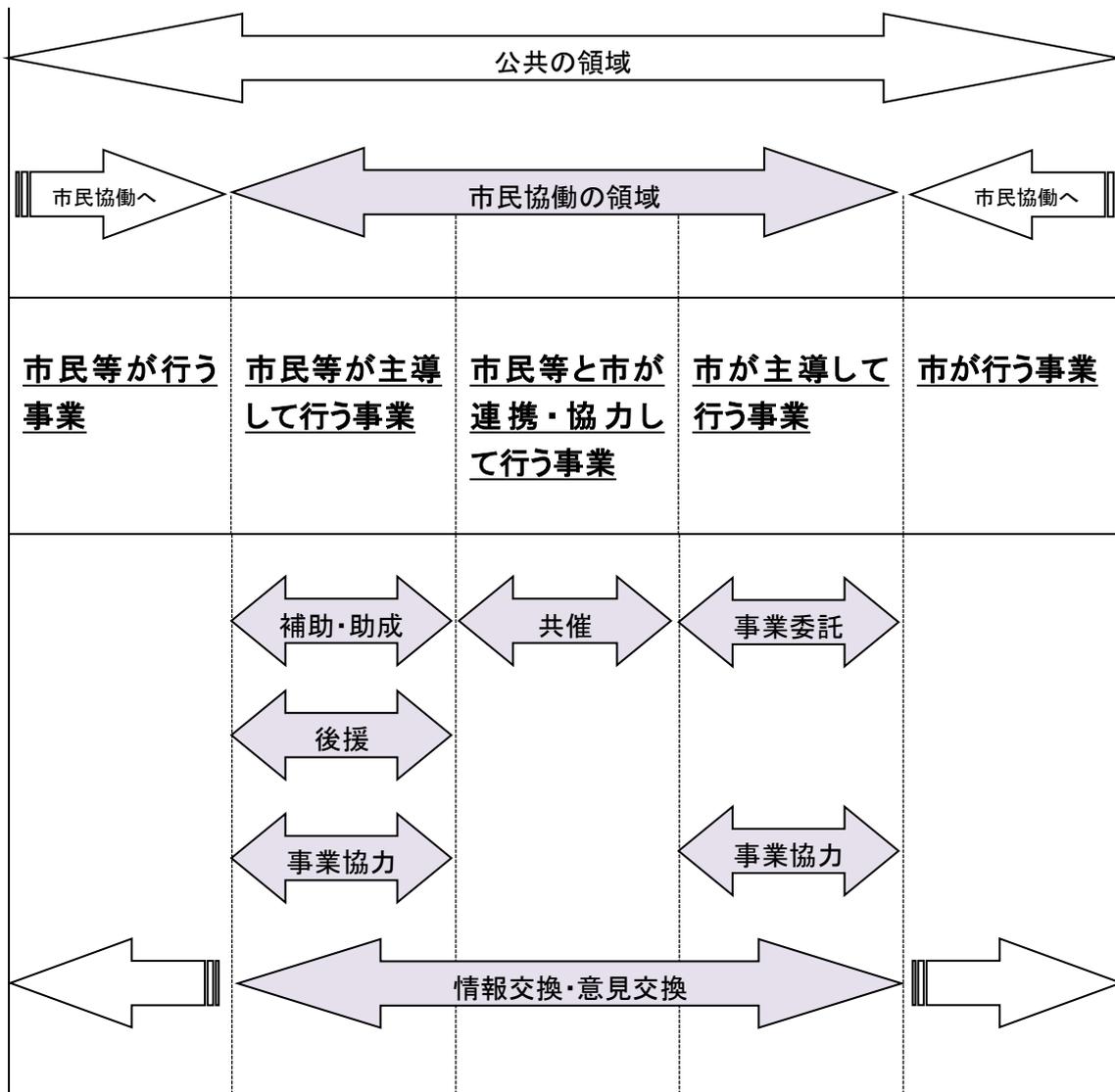
市民協働には、次に掲げるようなさまざまな形態があります。事業の企画・立案や実施にあたっては、個々の事業の目的や内容に応じ、適切な市民協働の形態を選択します。

形態	内容	効果
補助・助成	市民等が主導して行う事業に対し、市が資金的支援を行うことです。	市民等の自主性・自立性を促し、事業効果を高めることができます。
後援	市民等が主導して行う事業に対し、その趣旨や目的が市の承認の基準に該当する場合、後援名義の使用を認めるものです。	市が後援を行うことで市民等の社会的信頼が増すとともに事業への理解・共通認識を深めることに結びつきます。
共催	市民等と市が、共に主催者となって事業を行うことです。 市民等と市が実行委員会や協議会を設置し事業を行うことも共催となります。	事業の企画・立案段階から市民等の提案や意見を取り入れることができます。
事業委託	市が主導して行う事業に対し、市民等に委託をすることです。 市民等と市が、事業の目的を共有し、対等な関係性をもつことが重要なため、事業目的、市民等と市の役割分担を明確にし、事業終了後には相互評価を行います。	市民等の柔軟性や専門性などの特性が発揮され、先駆的な取り組みや多様なサービスが実現します。
事業協力	市民等または市が主導で行う事業に対して他方が、互いの特性を活かし、一定期間継続的な関係の下、協力して事業を行うことです。	市民等と市が、課題を共有しながら、互いの特性や得意分野を生かすことにより、効果的な事業の実施が可能となります。
情報交換・情報共有	市民等が主導して行う事業および市が主導で行う事業に対し、互いに情報提供、意見交換をすることです。	情報を共有することで、地域の課題や新たな市民ニーズの発見につながります。

(2) 市民協働の領域

市民等と市とのかかわり方は、市民等が主導して行う事業から市が主導して行う事業まで、3つの市民協働の領域に分けられます。

市民協働の形態と市民協働の領域の関係を図示すると、次のとおりです。



(3) 市民協働の分野

市民協働を実施する分野で最も参考になる例として、特定非営利活動促進法第2条第1項に定める別表には、特定非営利活動の種類として下記の活動が掲げられています。

- ①保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ②社会教育の推進を図る活動
- ③まちづくりの推進を図る活動
- ④観光の振興を図る活動
- ⑤農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- ⑥学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ⑦環境の保全を図る活動
- ⑧災害救援活動
- ⑨地域安全活動
- ⑩人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ⑪国際協力の活動
- ⑫男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- ⑬子どもの健全育成を図る活動
- ⑭情報化社会の発展を図る活動
- ⑮科学技術の振興を図る活動
- ⑯経済活動の活性化を図る活動
- ⑰職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- ⑱消費者の保護を図る活動
- ⑲前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- ⑳前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

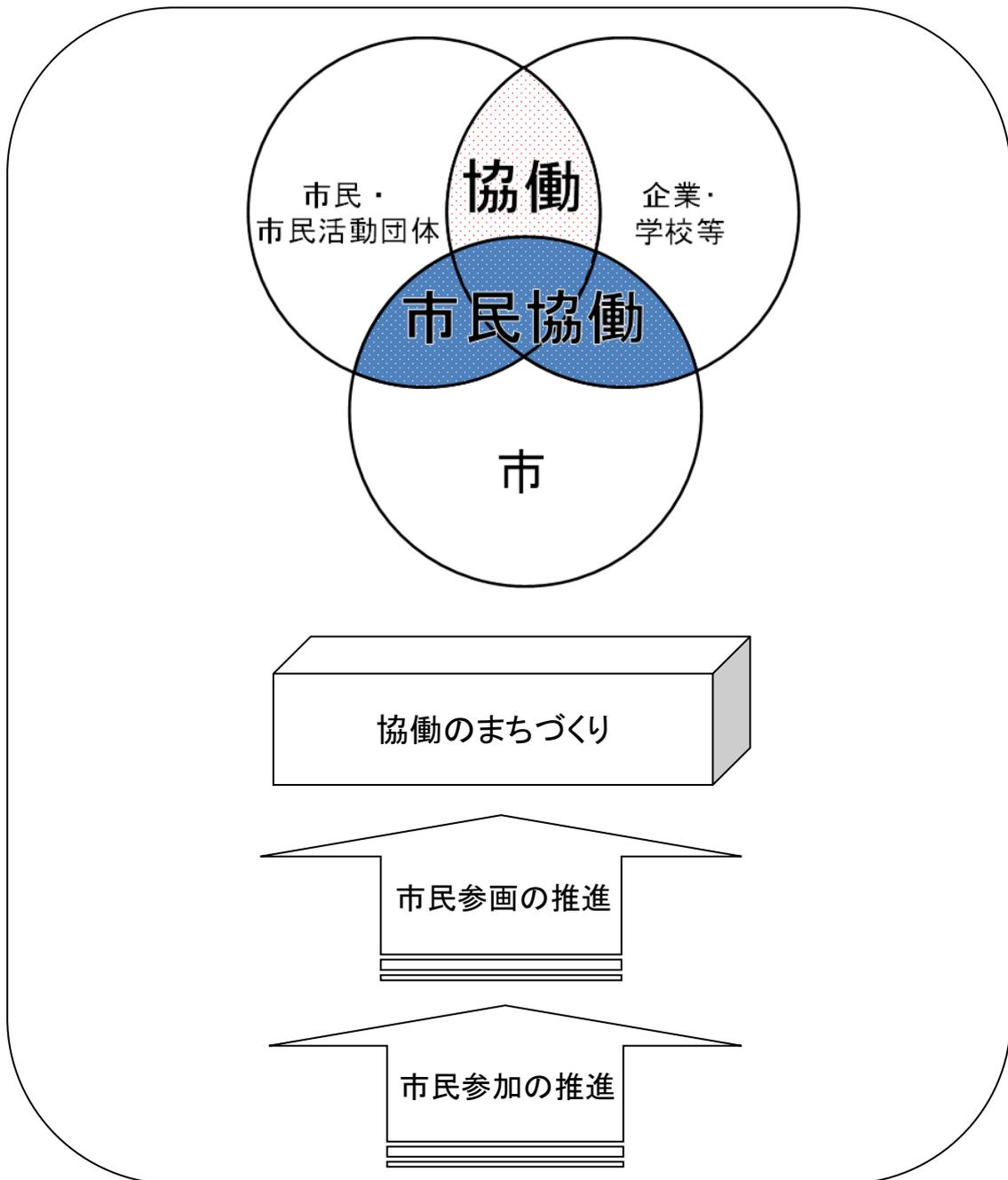
※特定非営利活動促進法別表（第二条関係）より

5. 市民協働と市民参加、市民参画の関係

市民参加、市民参画は市民等と市との距離を縮めるもので、市民協働の関係を築く土台となります。

市民参加とは、市民の皆さんが市内で実施される行事へ参加することであり、市民参画とは、事業の企画・立案から実施、評価の各段階において、市民の皆さんの意見等を実質的に市政に反映するための方法です。

また、市民参画の具体的な方法を参考に掲載します。



【参考：市民参画の方法】

①	アンケート調査	アンケート調査は、市民の意見やニーズなどを収集するための重要な方法の一つです。 「対象数を自由に設定できる」、「回答者が都合のよい時間に回答できる」などの利点がある反面、回収率の確保や経費がかかるなどの課題もあります。
②	モニター	市民や団体に一定の期間、モニターとして登録してもらい、市政に関して意見等を求める方法です。
③	アイデア募集	さまざまな事項を対象にテーマを決めて、愛称、作文、イラスト、意見などを募集する方法です。 行政と異なる柔軟な発想や思いがけないアイデアを発掘することが期待できます。
④	ワークショップ (研究集会)	グループディスカッション、KJ法(カードを使った整理方法)など参加者自らが作業を行う方法で、具体的な施設づくりや計画・設計案づくりの段階での導入に適しています。 ファシリテーター(引き出し役・先導役)が、作業環境を整え参加者の自発的参加を促すことで運営します。
⑤	シンポジウム・ フォーラム	多くの参加者が公開の場で意見の述べ議論に参加する方法です。 シンポジウムとは、テーマを設け数人のパネリストが議論する討論会で、フォーラムとは、公開の討論会・座談会のことです。
⑥	公聴会・説明会	公聴会とは、一堂に会して広く関係者から意見を求めることで、法律等で義務付けられた意見聴取の場を指します。 説明会とは、特定の対象者に対して行政が施策の考え方等を説明するために行うもので、参加者から意見の聴取や質疑応答を行います。
⑦	審議会・委員会 等(公募)	従前の審議会等の委員は、専門的な知識・経験を有する者、利害関係者、行政職員が中心でしたが、公募制を導入することで、より多様化する市民の意見やニーズを市政に反映することができます。 市では、市民参加の機会を拡大するため、公募制が適当と認められる審議会等については、積極的に導入を図るものとしています。(習志野市審議会等の設置及び運営等に関する指針)
⑧	パブリック コメント手続	市が基本的な政策等を決定する過程において、事前にその内容を公表し広く意見を求め、提出された意見等を参考に政策等を決定するとともに、提出された意見に対する考え方を公表する手続です。市では、平成17年6月からパブリックコメント手続を本格実施しています。

【市民参画の方法以外での習志野市の取り組み】

①	まちづくり会議	市民と行政が一体となって地域の問題を考え、解決策を討議・実践し、市民との交流を通じ市民の声を行政施策に反映させ、市民と行政の相互理解を深めることを目的とし、各コミュニティに設置されています。
②	市長メール・ 市長への手紙 キャッチボール メール	市政や市民サービスに関することなどについて、市民の皆さんから直接意見や要望を提出いただき、内容を市政に反映するため実施しています。
③	まちづくり 出前講座	開かれた市役所を実現するため、行政情報を積極的に提供することを目的として市職員が各種団体の講座や勉強会等に出向き、市政に関する講演などを行います。

6. 市民協働の各主体の役割

市民等と市は、それぞれの責任と役割を理解し、対等な立場で市民協働のまちづくりの推進に努めなければなりません。

各主体の役割は、次のとおりです。

(1) 市民・市民活動団体の役割

市民は、自らがまちづくりの主体であることを自覚し、地域社会の一員として地域の課題に関心を持ち、市民活動や市政に積極的に参加します。

また、市民活動団体は、その活動に伴う社会的責任を自覚し、自己の責任の下、市民活動を推進し、開かれた活動運営を行うことで広く市民の理解を得るよう努めます。

(2) 企業・学校等の役割

企業・学校等は、市民協働のまちづくりの理解に努め、市民協働の推進および市民活動団体の活動に協力します。また、自らも地域活動に努めます。

(3) 市の役割

市は、市民協働のまちづくりが活発に行われるよう、市民協働に関する施策を計画的かつ総合的に推進します。

また、市民協働に関する情報を積極的に提供するとともに、推進体制の整備を図ります。

市議会と市民協働との関係

市が市民協働を推進するにあたって、議決機関である市議会の機能は重要な位置を占めます。

市議会は、市民協働のまちづくりに市民の意思が反映するよう努めます。

7. 推進体制及び環境の整備

市民協働によるまちづくりを推進していくためには、推進体制および環境の整備が必要です。

市では次の事項の取り組みや強化を図ります。

(1) 推進体制の整備

市民協働によるまちづくりを推進するに当たり、平成21年度から習志野市市民協働推進委員会を設置し、「習志野市市民協働基本方針」の具体的な施策や取り組みについて意見聴取を行い、市民協働のさまざまな施策展開をしています。

引き続き、習志野市市民協働推進委員会での意見を市民協働施策に生かしていきます。

【主な取組】

- ・市民協働推進委員会の運営・改善
- ・ボランティア・市民活動センター（社会福祉協議会）との連携

(2) 活動拠点の充実

市民活動の拠点として、市民協働インフォメーションルームを運営しています。

市民協働インフォメーションルームは、市民協働の推進および市民活動を行っている人、また、これから市民活動を始めようとする人の情報収集の場、市民活動推進の場、交流の場としてオープンスペース、研修室、市民活動に必要な機器（コピー機、印刷機、パソコン等）を設置しています。

また、市民協働推進担当課は、市民等からの市民活動および市民協働に関する相談窓口機能を果たし、「市とさまざまな主体」、「さまざまな主体間」などのコーディネーターおよびファシリテーターとしての役割を担い、市民活動団体等の動向に注視し、必要に応じた対応を検討していきます。

【主な取組】

- ・市民協働インフォメーションルームの運営
- ・相談体制の拡充
- ・市民活動に関する情報提供の充実

(3) 市民活動の支援

市民協働の担い手を育てる上で、市民活動を支援することも有効であり、その支援の一つに活動資金の補助・助成があります。

平成20年度から市民団体が自主・自発的に行う、習志野市のまちづくりに役立つ公益的な事業に対し、経費の一部を補助する市民参加型補助金を実施しています。市民団体のニーズを把握し、活用しやすい制度であるよう、必要に応じて見直しを行ってまいります。

また、市民協働インフォメーションルームでは情報の提供、その他必要な支援を実施するため、登録団体制度を設けてまいります。支援のひとつとして、団体による情報提供や団体間のネットワークづくりを支援します。

さらに、習志野市ボランティア補償制度により、市内に事務所を有する市民活動団体が、活動中に事故を起こした場合の補償を行っています。

【主な取組】

- ・市民活動に対する財政的支援
- ・市民活動のきっかけの場の提供
- ・ボランティア補償制度の充実
- ・市民活動情報のPR

(4) 意識改革・人材育成

市民協働を推進するためには、市民協働の意識づくりや市民活動を担う人材の育成を行うことが重要です。

市職員に対しては、市民協働推進担当課が発信する調査や市民参加型補助金および市民協働型委託事業のテーマ募集時など、市民協働に関わる解説なども付して発信し、市民協働の意識づくりを行ってまいります。

市民活動を担う人材の育成としては、市民活動に参加する人の裾野を広げるため、市民活動の関心を高める行事や、既に市民活動に参加している人を対象にした企画力などの能力向上を図る研修などを開催します。

さらに、市民等と市が共に学びあい、互いの理解を深め合う機会を設けます。

【主な取組】

- ・市民活動の意識啓発・人材育成
- ・市職員への意識啓発
- ・協働の推進に向けた研修などの実施

(5) 市民活動団体等の連携・交流

複数の市民活動団体がお互いの特性を生かし連携することで、それぞれが単独で活動するよりも、より良い結果を得ることがあります。協働の実施にあたっては、他の市民活動団体の活動状況を知ることも重要です。

そこで、市民活動団体間の交流を深めるため、市民協働インフォメーションルーム登録団体同士が意見交換などをする機会を設けます。他の市民活動を知ることにより、お互いの特性を生かした活動に発展します。

【主な取組】

- ・市民活動団体同士の交流機会の場の提供
- ・学校、企業等との連携体制の構築
- ・市と市民活動団体等との連携促進

8. 市民協働事業の評価

市民協働事業を推進することは、事業の効果・効率を高め、市民サービスの質の向上を図ることが目的であり、実績を積み重ねる中で市民協働事業について評価し、改善していくことが重要です。

市民協働事業の評価方法には、目標の達成度など成果に対する評価と、事業の実施段階で相互理解が進んだかなど過程に対する評価があります。

市民協働事業を評価するにあたって、チェックする項目は、下記のとおりとなります。

また、事業の評価は市民協働の担い手双方が行い、事業完了後だけでなく、随時行うことで適度な緊張感を保ち、対等な関係を保つことができます。

成果評価	<ul style="list-style-type: none">① 事業目的や成果指標は達成されたか。② 協働にふさわしい事業であったか。③ 協働により、市民サービスの向上や事業効果が高まったか。④ 協働しない場合に比べて、事業の効率性が高まったか。 (同じ経費でよりよい成果が得られたか。)⑤ 非営利市民活動団体の専門性、先駆性、柔軟性などの特性と能力が生かされたか。⑥ 協働の形態(委託、共催等)は適切な方法であったか。⑦ 協働の相手先として適切であったか。
プロセス評価	<ul style="list-style-type: none">① 相互理解は図られたか。② 地域課題を把握し、共通認識が図られたか。③ 事業目的、成果目標は十分共有されたか。④ 対等な立場で協力して事業を行えたか。⑤ 双方の自主性・自立性は尊重されたか。⑥ 協働相手の選定は公平・公正で、かつ透明であったか。⑦ 双方の役割分担、責任の所在を明確にし、それが果たされたか。⑧ 事業完了の時期は明確であったか。